

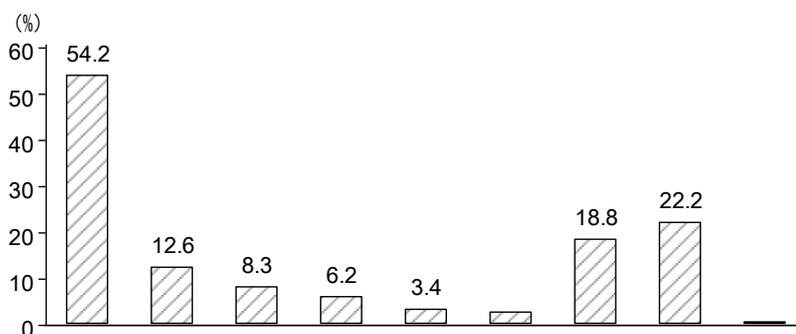
問 20 業務委託契約従事者の報酬額決定時に参考にすること（複数回答）

「同業他社の業務委託契約従事者に対する報酬」を参考にするという事業所が半数以上（54.2%）となっている一方、「特に参考とする基準はない」という回答も2割弱（18.8%）みられる。

職種別では『講師・インストラクター』では「契約社員の給料・時給」を参考にする割合が相対的に高い。また、『労働者性（高）』で「契約社員の給料・時給」や「派遣社員の派遣料金」を参考に決定する傾向にある。

問 20 業務委託契約従事者の報酬額決定時に参考にすること（○はいくつでも）

□ TOTAL n=325



基本クロス	n	1	2	4	3	6	5	7	8	9
		同業他社に対する報酬	正社員の給料	パート・アルバイトの時給	契約社員の給料・時給	地域の最低賃金	派遣社員の派遣料金	特に参考とする基準はない	その他	無回答
0 TOTAL	325	54.2	12.6	8.3	6.2	3.4	2.8	18.8	22.2	0.6
1 ■営業・販売	91	49.5	7.7	7.7	1.1	1.1	0.0	16.5	31.9	1.1
2 ■情報処理技術	64	59.4	17.2	4.7	10.9	1.6	6.3	23.4	21.9	0.0
3 ■運送	30	66.7	16.7	13.3	3.3	6.7	3.3	13.3	13.3	0.0
4 ■講師・インストラクター	23	56.5	13.0	17.4	21.7	8.7	4.3	13.0	4.3	4.3
5 ■理・美容	19	36.8	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	21.1	31.6	0.0
6 ■その他職種	98	54.1	13.3	9.2	6.1	5.1	3.1	20.4	18.4	0.0
7 □労働者性（高）	116	54.3	17.2	9.5	10.3	4.3	6.0	20.7	20.7	0.9
8 □労働者性（低）	209	54.1	10.0	7.7	3.8	2.9	1.0	17.7	23.0	0.5